

役務請負一般契約条項に係る特殊条項（輸入品）

甲及び乙は、国外修理に関し、次の特殊条項を定める。

（関税等の減、免税手続等）

第1条 乙は、関税その他の租税の減、免税等に必要な輸出入通関手続は、法令等の定めるところにより行わなければならない。

（納入場所への持込み）

第2条 乙は、契約物品の持込みに当たり、当該契約物品を担保とするトラスト・レシート（輸入担保物荷物保管証）を銀行に差し入れている場合は、当該トラスト・レシートの契約を解消した後に持ち込まなければならない。

（延納金、遅滞金及び違約金）

第3条 役務請負一般条項第33条第1項、第34条第1項及び第46条第1項に規定する延納金、遅滞金及び違約金に相当する代金並びに解除した場合の代金とは、当該契約物品に係る契約金額の内訳表に掲げる金額を基礎として計算した金額とする。

2 役務請負一般条項第33条第1項及び第34条第1項に規定する延納金及び遅滞金の率は、それぞれ0.05パーセント及び0.25パーセントとする。

（契約金額の変更）

第4条 乙は、契約物品の修理着手前（以下「丙」という。）に修理の可否などについての検討を行わせ、速やかに次の措置を取らなければならない。

(1) 技術的に修理不能としたものについては、その理由を明らかにした丙の証明書を甲に提出し、甲の指示を受けるものとする。

(2) 診断の結果、修理費用が別表に規定する修理費用制限額を超えるときは、当該契約物品の修理見積書（シリアル・ナンバー別）を甲に提出し、甲の承認を得た後でなければ当該契約物品の修理作業に着手してはならない。

2 甲は、前項に規定する書類を受理した場合は、所要の指示を行うとともに外貨によるそれぞれの修理費用が別表に掲げる修理費用制限額に達しない場合は、その差額相当額を減額し、契約金額の変更を行うものとする。

（修理費用制限額の変更）

第5条 甲及び乙は、数量、単価又は合価、その他修理費用制限額表に定めるところを変更する場合、協議することができる。

別表

修理費用制限額表

項目 番号	物 品 番 号	品 名	数 量	修理費用制限額（外 貨表示）単価・合価
	部 品 番 号			
合計				